

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学学生部委員会規程 (昭和27年達示第10号)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 委員会は、次の委員で組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 各研究科ごとに教授のうちから研究科長の推薦した者1名</p> <p>(3) 研究所又はセンターの教授 若干名</p> <p>2 必要があるときは、臨時に、前項第2号の委員の数を増加することができる。</p> <p>3 第1項第2号及び第3号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>4 第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学補導会議規程 (昭和24年達示第18号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 補導会議は、次の委員で組織する。</p> <p>厚生補導担当の副学長（以下「担当副学長」という。） 各研究科長</p> <p>担当副学長は、補導会議を招集して議長となる。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学保健衛生委員会規程 (昭和49年達示第21号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 各研究科長</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 前項第3号及び第5号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 } (略)</p> <p>4 } (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学カウンセリングセンター規程 (平成16年達示第58号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(管理運営委員会)</p> <p>第5条 カウンセリングセンターに、カウンセリングセンターの管理運営に関する重要事項を審議するため、カウンセリングセンター管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>	<p>第1条 } (同 左)</p> <p>第2条 } (1) (同 左)</p> <p>(2) 各研究科、<u>地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部</u>ごとに教授のうちからそれぞれ研究科長、<u>地球環境学舎長、公共政策教育部長及び経営管理教育部長</u>の推薦した者1名</p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 } (同 左)</p> <p>第2条 補導会議は、次の委員で組織する。</p> <p>厚生補導担当の副学長（以下「担当副学長」という。） <u>各研究科長、地球環境学舎長、公共政策教育部長及び経営管理教育部長</u></p> <p>担当副学長は、補導会議を招集して議長となる。</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) 各研究科長、<u>地球環境学堂長、公共政策連携研究部長及び経営管理研究部長</u></p> <p>(3)～(7) } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 } (同 左)</p> <p>(管理運営委員会)</p> <p>第5条 カウンセリングセンターに、カウンセリングセンターの管理運営に関する重要事項を審議するため、カウンセリングセンター管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 総長の指名する理事 (2) 研究科の教授 各1名</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>3 前項第2号から第4号まで及び第7号の委員は、センター長が委嘱する。</p> <p>4 第2項第2号、第3号及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">学生懲戒手続規程 (昭和27年達示第22号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。 (1) 総長の指名する副学長 (2) 各研究科の教授のうちから総長が命じた者 若干名</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学補導委員規程 (昭和24年達示第19号)</p> <p>第1条 各研究科に補導委員を置く。</p> <p>第2条 補導委員に、次の者を充てる。各研究科の教授、助教授又は講師(常勤)のうちから研究科長の委嘱した者 若干名</p> <p>第3条 補導委員は、研究科長を助け一般教員の協力の下に学生補導の衝に当たる。 (後 略)</p>	<p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 総長の指名する理事 (2) 研究科、<u>地球環境学舎、公共政策連携研究部及び経営管理研究部</u>の教授 各1名</p> <p>(3)～(7) } (同 左)</p> <p>3 } 4 }</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1) } (2) 各研究科、<u>地球環境学舎、公共政策連携研究部及び経営管理研究部</u>の教授のうちから総長が命じた者 若干名</p> <p>第1条 各研究科、<u>地球環境学舎、公共政策教育部及び経営管理教育部</u>に補導委員を置く。</p> <p>第2条 補導委員に、次の者を充てる。各研究科、<u>地球環境学舎、公共政策連携研究部及び経営管理研究部</u>の教授、助教授又は講師(常勤)のうちからそれぞれ研究科長、<u>地球環境学舎長、公共政策教育部長及び経営管理教育部長</u>(次条において「研究科長等」という。)の委嘱した者 若干名</p> <p>第3条 補導委員は、<u>研究科長等</u>を助け一般職員の協力の下に学生補導の衝に当たる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規程は、平成18年9月22日から施行し、平成18年4月1日から適用する。</p> <p>2 この規程の施行後最初に任命する京都大学カウンセリングセンター規程第5条第2項第2号の委員の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。</p>